

瑞浪市条例第16号

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。